

令和4年度

かつらぎ町下水道事業会計  
決算審査意見書

かつらぎ町監査委員



(写)  
か監第0818003号  
令和 5年 8月18日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則 様

かつらぎ町監査委員  
森 下 悦 男  
浦 中 隆 男

令和4年度かつらぎ町下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度かつらぎ町下水道事業会計決算について、審査した結果、次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の対象

令和4年度かつらぎ町下水道事業会計決算

2 審査の期日

令和5年8月3日

3 審査の場所

かつらぎ町役場 第2委員会室

4 審査の手続

審査に付された決算書類及び決算附属書類が、地方公営企業法、その他関係法令に従って作成され、経営成績及び財政状態が正確に表示されているか、事業の運営が経営の基本原則（企業の経済性の発揮、公共の福祉の増進）に基づいて行われているかを主眼に審査するため、決算関係書類を照合するとともに、担当職員からの説明を聴取し、経営状況を把握するため計数の分析を行った。

5 審査の結果

審査された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法、その他関係法令に従って作成され、経理状態、財産状態及び経営成績は、適正に表示され、計数的にも正確であり、内容も正当であることを確認した。

## 1 下水道会計の概要

### (1) 決算報告書（消費税及び地方消費税込み）

#### 【収益的収入及び支出】

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
営業収益	148,357	160,275	△ 11,918
営業費用	413,084	418,113	△ 5,029
営業外収益	342,326	340,050	2,276
営業外費用	62,187	61,709	478

#### 【資本的収入及び支出】

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
収入	207,436	178,768	28,668
支出	350,086	316,898	33,188
差し引き額	△ 142,650	△ 138,130	△ 4,520

令和4年度不足する額 142,650 千円は、当年度分損益勘定留保資金 79,458 千円、過年度分損益勘定留保資金 55,227 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,965 千円で補填している。

### (2) 損益計算書（消費税及び地方消費税抜き）

#### 【営業収支】

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
営業収益	137,399	148,306	△ 10,907
営業費用	403,783	408,113	△ 4,330
営業利益（△は損失）	△ 266,384	△ 259,807	△ 6,577

## 【経常収支】

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
営業外収益	342,325	340,050	2,275
営業外費用	62,187	61,709	478
経常利益(△は損失)	13,754	18,533	△ 4,779

## 【総収支】

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
総収益	479,725	488,355	△ 8,630
総費用	465,971	469,822	△ 3,851
純利益(△は損失)	13,754	18,533	△ 4,779

## (3) 企業債の概況

企業債残高は2,808,105千円であり、これに対する企業債利息の支払見込み額は238,375千円となる。

## (4) 下水道使用料の徴収状況

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比
現年度分徴収率	98.68	99.13	△ 0.45
過年度分徴収率	31.83	31.77	0.06
合計徴収率	96.26	96.42	△ 0.16

## 2 決算審査意見

## (1) 滞納措置について

下水道使用料の滞納については、現年納付を優先しながら、過年度納付の徴収に努めている。上水道と違い、未納となっても止めることはできないが、使用者間の負担の公平性の観点からも、引き続き納付指導を行うなど、滞納整理に重点を置き、早急な対応が望まれるところである。また、新たな未納額発生防止に向けての取り組みを強化し、より一層の収入確保に努められたい。

(2) 経費回収率について

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを示した経費回収率については、前年度より6.53ポイント減の68.09%となっている。当該指標の水準とされる100%を下回っており、今後は原因の分析を詳細に行い、経営の効率化を図れるよう取り組まれない。

